

## **[事案 30-130] 失効取消請求**

・令和 2 年 6 月 30 日 裁定不調

※本事案の申立人は、法人である。

### **<事案の概要>**

保険会社の説明不足等により契約が失効したとして、失効の取消しを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 14 年に契約した無配当定期保険について、平成 29 年度の年払保険料の未納、および保険期間満了までの残余期間が 10 年未満となったことで保険料の自動振替貸付が適用されず、契約が失効したが、以下の理由により、失効を取り消して、死亡保険金を支払ってほしい。

- (1) 契約締結にあたり、募集人から保険料の自動振替貸付制度について、説明を受けていない。
- (2) 保険期間満了までの残余期間が 10 年未満となった場合に自動振替貸付が適用されなくなるルール（以下「10 年ルール」）について、説明を受けていない。
- (3) 募集代理店から何の連絡もなく、本契約が失効することに納得がいかない。
- (4) 失効前の平成 27 年に払済保険に変更する手続が必要書類の不足により完了しなかったところ、手続中に保険会社のカスタマーセンターとの通話の中で、保険料払込を止めると自動振替貸付が適用されること、および契約が失効するといった説明はなかったうえ、これ以上保険料を支払っても累計額が死亡保険金を上回るだけだから、支払いをやめた方がよいと言われた。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約について、保険料の自動振替貸付制度を適用することは、申込時に申立人自身が選択したものである。
- (2) 10 年ルールは、本契約に適用される約款等に定められている。
- (3) 失効前の平成 29 年 5 月に、督促文書を申立人に送付している。
- (4) 払済保険への変更手続が未了だったことは認め、申立人が主張するカスタマーセンターの対応については否認する。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人代表者および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、募集人の説明不足等による、契約失効の取消しは認められないが、以下等の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾するとの回答を得られなかったため、手続を終了した。

- (1) 失効年である平成 29 年に、保険会社から、募集代理店に対して、本来送付すべき次回立替不能契約の一覧表の送付が確認できないことから、送付しなかったことが強く疑われる。
- (2) 保険会社から募集代理店に同一覧表が送付されていれば、募集代理店による失効に関する

督促が期待できたが、同一覧表が送付されなかったとすれば、この可能性を消滅させたものと評価せざるを得ない。